

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 4 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 26 年 2 月 19 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
2	平成 26 年 2 月 19 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
3	平成 26 年 2 月 19 日	株式会社TOKAI コミュニケーションズ	代表取締役社長	鴫田 勝彦
4	平成 26 年 2 月 19 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

意見書

平成26年2月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「実績原価方式に基づく平成26年度の接続料等の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考えを申し述べます。

1. 総論

メタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、「メタル検討会」とする）報告書に基づき、平成26年度のメタル回線に係る接続料については「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法」の見直しにより一定程度の上昇抑止が図られており、接続事業者が懸念していた上昇傾向は一旦回避された状況にあります。

しかしながら、メタル回線を利用したサービスを提供している接続事業者としては、サービス需要が減少する状況においても既存利用者に対する事業継続性を担保することは極めて重要な課題であり、現状においてもADSLが唯一のブロードバンド手段となっている地域が存在することや、料金面からも低価格であることの利用者利便性は依然として大きいことから、少なくともここ数年で光ファイバ回線がメタル回線の完全な代替性を満たす状況にはないことは、改めてご理解いただく必要があると考えます。

そのため、今後のマイグレーションを見越した対応を検討する上でも、東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」とする）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」とする）（以下、NTT東日本殿及びNTT西日本殿を「NTT東西殿」とする）には、まずは直面している課題であるADSL設備のマイグレーションに係るコロケーションルールの改善に向けた取り組みを推進していただきたいと考えます。加えて、今後のアクセス網の扱いについても速やかにご提示いただき、本年予定されている包括的検証においてメタル回線の在り方についても包括的なご議論を行っていただくべきと考えます。

2. 接続料

■接続料の予見性確保について

今後の更なる予見性の確保に向けた取り組みとして、NTT東西殿には加入光ファイバの調整額を含めた接続料水準の早期開示を要望します。これは、本年度より実施されたメタル回線コストに係る情報開示（10月末）によりメタル回線の接続料水準は見通しが立つ状況にあったものの、光ファイバ接続料における影響緩和措置についての詳細（措置の発動有無、算定方法、影響額等）が認可申請前に開示されなかったため、メタル回線接続料に与える影響を接続事業者が事前に把握できなかったことが課題であると考えます。従って、平成27年度以降の接続料については、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、加入光ファイバの接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただく等、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。

■災害特別損失について

NTT東日本殿においては、昨年度より繰延べられた災害特別損失が平成26年度接続料に算入されており、適正な負担かどうか総務省殿にて確認されているものと考えますが、今後仮に新たな災害特別損失相当の対象が発生する場合には、接続事業者も適正性の確認が可能となるよう費用の内訳について速やかに情報公開していただくことを要望します。

■接続専用線

通信路設定伝送機能の一部の品目（高速デジタル伝送に係るもの等）及びデータ伝送機能の接続料金について、平成25年度適用料金と比較した場合の平成26年度適用料金は約10%～約30%の大幅な上昇となっています。NTT東西殿の説明（平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会での説明）によれば、IP系サービスの需要減による影響とのことではありますが、今後も需要減が想定されること、その結果として接続料上昇による更なる需要減が加速する懸念があるため、上昇抑止策として例えばメタル検討会の報告書にて示された影響緩和措置を用いること等を検討すべきと考えます。

■中継光ファイバ、局内光ファイバの耐用年数について

メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数（13年）を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。

上記の考え方と同様に、光ファイバ（中継光ファイバ、局内光ファイバに係る設備）についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。

■料金回収手数料

平成24年7月にNTT東西殿からNTTファイナンス殿へ料金債権が譲渡され、それまでNTT東西殿で実施していた利用者への料金請求や回収業務をNTTファイナンス殿へ移管したことにより、料金回収手数料の原価が大幅に上昇しています。

（単位： 億円）	NTT東日本			NTT西日本		
	平成23年度	平成24年度	増減	平成23年度	平成24年度	増減
振込手数料等	51	103	<u>+52</u> (+102%)	57	96	<u>+39</u> (+68%)
システム関連費用	75	108	<u>+33</u> (+44%)	55	95	<u>+40</u> (+73%)

※NTT東西殿により平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会資料より抜粋

また、システム関連費用については、NTT東西殿の説明会資料にて平成30年度までの予測金額として、NTT東西殿それぞれで毎年度100億円規模の費用が見込まれるものとなっており、単純にシステム関連費用として手続きの原価とされるには看過できない規模と考えます。

これらのスキーム変更による大幅な費用増については接続事業者としては理解しがたく、少なくともシステム関連費用の内訳の詳細（特にNTTファイナンス殿のシステム改修費用が含まれていないか、そのシステム連携に係るNTT東西殿のシステム改修費用の有無と内訳等）及び、振込手数料等の大幅な費用増の要因については、接続事業者が本来負担すべき費用かどうかの適正性の検証が可能となるよう、NTT東西殿は詳細な情報を開示すべきと考えます。

3. その他

■コロケーション費用等

平成26年度適用の設備保管料におけるDC48V電気料の料金額は、NTT東西殿ともに大幅に上昇しております。電気料はコロケーション費用総額において約4割と占める割合が大きく、電気料の変動は接続事業者の事業計画に多大な影響を与えます。

平成24年以降、各電力会社は電気料の値上げを実施（一部は予定）し、今後も更にエリア全般的に上昇する見込みのため、接続事業者にとって予見性確保がより必要になっています。

NTT東西殿は一部のエリアだけでなく、全エリアの電気料支払額及び調整額等、電気料の増減率が予測可能となるような情報について、早期に開示すべきと考えます。

加えて、NTT東西殿においては、節電施策のコスト削減効果及び近年の使用電力量の推移等を検証し、3～5年程度の電気料水準の見通しを開示していただきたいと考えます。

<設備保管料におけるDC48V電気料の料金額>

1Aごとの年額

電気料 DC48V	平成26年度適用		平成25年度適用	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
増減率				

※NTT東西殿により平成26年2月5日に開催された事業者向け説明会資料より抜粋

※NTT東日本は東京・神奈川エリア、NTT西日本は大阪・愛知エリアの平均料金額

<電力会社の値上げ状況一覧>

電力会社	値上げ時期	企業向け
北海道電力	平成25年9月 (再値上げを検討中)	11.0%
東北電力	平成25年9月	15.24%
東京電力	平成24年4月	14.9%
中部電力	平成26年4月(予定)	8.44%

関西電力	平成25年5月	17.26%
四国電力	平成25年9月	14.72%
九州電力	平成25年4月	11.94%

■電気料柔軟化スキームについて

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成25年度）」において、平成25年9月末時点におけるADSLサービスの契約数は、492.4万（前年12月末比▲14.2%）と大幅に減少しており、今後も超高速ブロードバンドへの移行及び移動体データ通信サービスの普及に伴い、減少傾向は加速するものと思われれます。ADSLサービスを提供している接続事業者は、このような市場環境のなか、利用者利便性を担保しつつ事業継続するために、より一層のコスト削減を図る必要があり、利用者減少により収容効率が非効率となっているDSLAM装置等の円滑な設備撤去が最重要課題となっています。

今後はエリア全般的な利用者の減少傾向の加速に伴い、現状のパッケージ単位または単独の設備撤去だけでなく、エリア単位での大規模な設備撤去が見込まれます。しかしながら、FTTHサービス等の普及に伴う新設工事も並行して実施されているため、施工会社及びNTT東西殿の立会い等の稼働確保も困難な状況となり、撤去工事にかかる期間は更に長期化する虞があり、本来利用していない電気料を負担せざるを得ない状況となります。

（これは、機器の仕様電流値で電気料金の負担を行っているため）

コロケーション設備に係る電気料については、このような大量の設備撤去計画に関する課題も考慮したうえで、実際のコロケーションリソースの利用有無を適宜反映出来るような効率的な減設工事の実施や工数見直しを行い、コスト負担の適正性が確保されるよう電気料柔軟化スキームを検討することが必要と考えます。

以上

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年1月 30 日付けで公告された接続約款の変更案(実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

実績原価方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績原価のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。))において、コスト削減インセンティブが働き難いと考えられます。そのため、接続料原価として適切なものとなっているか等を厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。

【各論】

1. メタル回線に係る接続料について

平成 26 年度接続料では、平成 25 年 5 月に公表された「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(以下、「メタルコスト検討会報告書」といいます。))において適当とされた電柱・土木設備に係る施設保全費の配賦方法見直しが適用された結果、メタル回線に係る接続料は上昇が回避されました。また、平成 27 年度接続料では、ケーブル保守に係る施設保全費の配賦見直し、及びメタルケーブル等の耐用年数見直しが予定されており、少なくとも平成 27 年度まではメタル回線に係る接続料の上昇は抑制されるものと考えられます。

ただし、配賦変更が一段落する平成 28 年度以降は、稼動回線数の減少がコスト削減量を上回り、またメタル回線に係る接続料が上昇していくものと想定されます。そのため、稼動回線数が減少し続けるサービスの接続料原価や接続料の算定方法のあるべき姿等について、移行先のサービスのネットワークを含めたアクセス網全体でご議論して頂きたいと考えます。

その議論のために、まずは NTT 東西殿よりメタル回線に対するコスト削減等の効率化の取組み、今後の接続料水準の見通し等をご提示頂くことが必要と考えます。

2. 接続専用線等に係る接続料

今回申請された接続専用線等に係る接続料を前年度と比較すると、高速デジタル伝送(デジタルアクセス 1.5Mb/s タイプ 1-1)では、NTT 東日本殿で 41,369 円から 53,881 円(+30.2%)、NTT 西日本殿で 28,600 円から 43,317 円(+51.5%)と大幅な上昇となっている他、ATM 専用(1Mb/s 通常クラス)では、NTT 西日本殿で 54,482 円から 71,444 円(+31.1%)に上昇する等大幅に上昇しており、弊社共接続専用線を利用している事業者にとって経営上大きな影響を受ける水準となっています。

これら 30%を超える接続料の上昇をもたらす環境の変化は、接続料だけでなく利用者料金にも影響を与えるものと想定されます。接続料と利用者料金の関係は、通常スタックテストにより検証されますが、接続専用線については現在スタックテストの検証対象外となっています。よって、接続専用

線についてスタックテストによる検証項目に追加し、接続料と利用者料金の関係についての検証を行うべきであると考えます。

さらに、接続専用線についてはメタル回線同様に回線数の減少が継続することから、現在の実績原価方式に基づく算定を継続する限り、接続専用線に係る接続料は上昇が続く可能性が高いと考えます。そのような状況において接続料の上昇は更なる需要の減少を招き、需要の減少は更なる接続料の上昇を招くという悪循環に陥ることが想定されます。この悪循環を断ち切るためには、接続料値上げを行わずに据置き、需要(利用者)の減少を食い止める等の措置を行い、このまま需要が減少して接続料が上昇し続けた場合より、NTT 東西殿の採算性を悪化させないといった発想の転換も必要と考えます。

上述の通り、需要が逡減傾向にあるサービスの接続料については、接続料の設定の考え方そのものから見直す必要があると考えますが、料金を据置いた場合の最終的なコスト負担の在り方を検討する場合には、移行先サービスのネットワークも含めた算定方法の見直しを行うべきと考えます。

なお、これらは検討に時間を要するため、当面の接続料については、調整額による接続料の急激な変動を抑止するために総務省殿が平成 25 年 7 月の第 47 回電気通信事業部会に報告した「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する抑制措置を適用することが適当と考えます。

平成 26 年 2 月 5 日に行われた NTT 東西殿の接続料金改定の認可申請についての説明会(以下「認可申請説明会」といいます。)では、これら接続専用線等に係る接続料の上昇は需要の急激な減少によるとの説明があり、網使用料算定根拠から、実際に契約回線数が半減している品目があること等が確認できます。これは、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する接続料の急激な変動が生じる恐れがある場合のうち、「②一時的な要因により需要が大幅に変動する場合」または「④ある算定期間において需要が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」のいずれかに該当すると考えられます。

3. 特設公衆電話

特設公衆電話の費用については、NTT 東西殿と相互接続事業者各社が参加した合同協議等でも申し上げておりますが、災害時等に避難所等で利用するという用途を考えれば、基本的には設置を要望した地方自治体等が負担するべきものであり、接続事業者に費用負担を要請する類のものではないと考えます。

弊社共は、特設公衆電話費用の公衆電話接続料への転嫁はあくまで暫定的な対応という認識であり、自治体等の費用負担や、ユニバーサルサービス基金の充当について議論して頂きたいと考えます。

4. 料金回収手数料

今回申請された料金回収手数料は、債権譲受手数料の通信ごとのデータ蓄積～請求～回収を NTT 東西殿が行う場合の料率について、前年度と比較すると、NTT 東日本殿で 4.4%から 5.6%(+27.3%)、NTT 西日本殿で 4.9%から 5.7%(+16.3%)に上昇し、また料金回収代行手数料について NTT 東日本殿で 26.66 円から 39.76 円(+49.1%)、NTT 西日本殿で 29.52 円から 39.63 円(+34.2%)

に上昇する等、大幅な上昇となっています。その主な要因は、システム開発費について NTT 東日本殿で75億円から108億円(+44.0%)、NTT 西日本殿で55億円から95億円(+72.7%)に上昇した他、金融機関振込手数料についても NTT 東日本殿で51億円から103億円(+102.0%)、NTT 西日本殿で57億円から96億円(+68.4%)に上昇したことによるものです。

これらシステム開発費及び金融機関振込手数料の上昇は NTT 東西殿をはじめとしたグループ会社の料金請求、回収を NTT ファイナンス株式会社殿(以下「NTT ファイナンス殿」といいます。)に統合(以下「統合請求」といいます。)したことに起因します。この統合請求については、平成24年2月に接続事業者65社及び1団体が、競争環境や NTT の組織の在り方に係る問題があるとして反対し、要望書を提出しています。接続事業者の反対を押し切り、「業務の品質向上と効率化」等を理由に統合請求を強行したにも係らず、金融機関手数料を含めた全体的な費用の効率化には寄与していません。また、接続事業者には何ら便益がないことから、これら増分費用については、接続事業者が負担すべきものではありません。

以上

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちやうにちやうめ ぼんち
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしやとーかい
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいいちりしまりやくしやちやう とまた かつひこ
代表取締役社長 鴫田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」について、以下の通り、弊社の意見を申し上げます。

1. ドライカップ及びラインシェアリングの接続料について

今回、NTT 東西より申請された平成 26 年度接続料は、平成 25 年 5 月の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下、メタル検討会)の提言が反映された結果、平成 25 年度接続料に対して減少しました。メタル検討会では加入電話や DSL サービスなどのメタル回線を利用したサービスの契約者が減少し FTTH 系、IP 系サービスへの移行が加速する一方で地方においては DSL が固定系ブロードバンドの唯一の選択肢である地域が相当の期間存在することにも配意された適切な提言であったと理解しています。しかしながらメタル回線の加入者の減少が続く中で、メタル回線と加入光ファイバの接続料水準のコントロールは今後も重要な課題であることから、引き続き利用者の利便性確保を前提としてコスト負担の在り方について十分な議論と適宜適切なオペレーションが必要と考えます。

2. 回線管理運営費について

回線管理運営費の平準化について、機能毎の回線管理運営費が大きく異なることから平成 26 年度の接続料については平準化すべきであると考えます。なお、回線管理運営費は接続事業者のみによって負担される性質であり、今後の各年度の平準化の実施有無について接続事業者間の意見を汲み上げる仕組みを要望いたします。

ファイル連携システム開発費の取扱いについては、かねてより接続事業者が負担すべき必然性や費用対効果について疑義を呈していたものであり今回の申請において接続料原価から控除されたことに賛同いたします。また平成 24 年3月 29 日情報通信行政・郵政行政審議会答申において第一種指定電気通信設備の回線管理運営費に影響するシステム更改についての要請がなされており、NTT 東西においては今後も徹底される事を希望いたします。

以上

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひようとりしまりやくしやちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. はじめに

日本の固定通信市場は、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は 3,070 万回線、ADSL は 492 万回線（※）と前年同月に比べそれぞれ約 9%、約 19%減少しており、依然として減少傾向が続いている一方、FTTH は、2,463 万回線（※）と前年同月に比べ約 6%増加しており、増加傾向が続いています。

（※）「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末））」

このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、接続料の急激な上昇を回避し、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、ユーザーが新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。

今回申請された実績原価方式に基づく平成 26 年度接続料のうち、レガシー系サービスに係る接続料は、需要が著しく減少していることにより、前年に比べ急激に上昇しています。

専用線をはじめとする接続料の急激な上昇は、ユーザー料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果としてユーザー利便を損ねる懸念があるとともに、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置を講ずる等の対応を行い、急激な上昇を回避する必要があると考えます。

2. 各論

○ドライカップ接続料について

今回申請された平成 26 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減がなされていませんが、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」の結論を踏まえた配賦の見直しが行われたことにより、NTT 東・西ともに前年度に比べ低減しています。

一方で、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、前述のとおりメタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば、引き続きこれまでの低廉化傾向が維持されるところ、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。

ドライカップ接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、抑制措置を講ずることは必要と考えますが、一義的には、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではないと考えます。

また、平成 27 年度以降の接続料については、乖離額調整の影響により光ファイバ接続料が今回申請した料金よりも上昇する可能性があります。乖離額調整の影響により光ファイバ側の接続料が上昇するようなことがあれば、FTTH 市場における競争が後退し、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションにも支障をきたす恐れがあることから、そのような場合は、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。

○通信路設定伝送機能について

今回申請された平成 26 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年と比べると NTT 東日本で 178%、NTT 西日本で 168%（高速デジタル 6M、エコミー、タイプ 1 - 1、同一 MA 内）と、NTT 東・西共に前年に比べ大幅に上昇し、他の接続料に比べても急激な上昇となっています。

一方では、提供エリアやお客様が現在利用している設備のインターフェースの変更を要する等により、依然として専用線に頼らざるを得ないケースが存在しています。さらに、今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与え、ユーザー料金の値上げやユーザーに代替サービスを提供できないまま競争事業者が事業から撤退する事態も想定されます。

そのため、今回認可申請された専用線に係る接続料については、ユーザー利便の確保、事業の安定性・継続性に配慮していただき、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。

さらに、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。

○料金回収手数料等について

今回申請された NTT 東・西が接続事業者の利用者料金の請求及び回収等を行う場合の手続き費について、平成 24 年 7 月に NTT 東・西から NTT ファイナンスへ料金債権が譲渡されたことに伴い、NTT ファイナンスにおいて料金請求・収納等に係るシステム開発が行われ、当該システム開発費用等が当該接続料原価に算入されたことにより、大幅に上昇しています。

今回申請された接続料算定の仕組みは、NTT グループ間での取引が存在しており、例えば、NTT ファイナンスが NTT 東・西に対して高い手数料率を設定した場合、NTT ファイナンス自身の収益を高めることが可能であり、グループ間で利益やコストの調整が行われる可能性があります。さらに、NTT 東・西は、NTT ファイナンスに支払った手数料やシステム開発コスト等グループ間取引に係るコストを接続事業者から回収できる形となっていることから、最終的に接続事業者がコストを負担することになり、NTT グループだけがメリットを享受するものとなっています。

今回の手続き費の上昇の理由の 1 つとして、NTT 東・西からは、主に金融機関の振込手数料等の値上げによるもので振込手数料等を除けばむしろコストは減少しているとの説明がありましたが、金融機関の手数料が、NTT 東・西が料金回収手続きを行っていた時と比べ、NTT ファイナンスの方が高額になっているのであれば、上述のとおり、NTT ファイナンスに業務を移行したことに伴う増加コストを接続事業者に転嫁していると言わざるを得ません。

したがって、システム開発費用を含むグループ間取引に係るコストや設定される手数料率、振込手数料等、NTT ファイナンスに業務を移行したことにより追加的に発生したコストが NTT 東・西が行っていた時と比べどのように変化したのか、また当該コストが適正か否か明確にする必要があると考えます。

○番号案内機能について

今回申請された平成 26 年度の番号案内機能接続料は、NTT 東日本で 121 円（前年比 + 26 円、127.4%）、NTT 西日本で 103 円（前年比 + 18 円、121.2%）と急激な上昇となっています。

当該機能について、急激な需要の減少により調整額が大幅に増加していることから、調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置に基づき急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。

○光ファイバに係る加算額・各種工事費について

競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。

今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。

したがって、今回申請された平成 26 年度以降の主端末回線部分の接続料が、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しの影響により微減にとどまっていることを踏まえれば、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることにより、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。

また、光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされています。例えば、光ファイバケーブル技術や作業効率向上のための工法等は、NTT 東・西によって技術開発が進展しており、ケーブルの耐久性の向上や接続工事時間の短縮化等が図られていると考えます。【別添 1、2】参照

したがって、光ファイバケーブル（地下、架空、ドロップ、屋内）の耐用年数や工事時間等について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。

<光屋内配線加算額算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数の見直し>

光屋内配線の平均的な使用年数（10 年）については、平成 22 年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておられません。

現在、光屋内配線については、宅内への引込線である分岐端末回線と光屋内配線を一本の光ファイバで設置する引き通し形態が主流となっていますが、屋外に設置されている光分岐端末回線の耐用年数が 15 年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線は 10 年に設定されたままとなっています。

また、光コンセント化され壁内に光ファイバが収容されるケースが増加することにより、全体の故障率も低減化されていると考えられ、平均的な利用期間も伸びていることが想定されることから、光屋内配線の平均的な使用年数についても見直すことが適当と考えます。具体的には、分岐端末回線から屋内配線まで 1 本の光ファイバを利用している引き通し形態が主流であることを踏まえると、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に合わせるものが自然であり、直ちに見直すべきです。

<光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線工事費等の算定に用いる工事時間について>

光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間（3.1 時間）や光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間（2.467 時間）については、NTT 東・西によると、平成 21 年度に実施した特別調査により把握したもののことですが、平成 22 年度に当該接続料が初めて設定されてからこれまで一度も見直しが実施されておられません。光ファイバケーブルは、これまでは曲げに弱く工事に時間を要していたものと想定されますが、技術開発により、曲げに強く、取り扱いやすい光ファイバケーブルの導入や、壁などに穴を開けずに、窓やドアの隙間スペースを利用した光配線を可能とする隙間配線インドア光ケーブルの開発、導入等がなされており、当然にして工事時間の短縮が図られているものと考えます。【別添 3、4】参照

さらに、NTT 東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習

熟や作業合理化がなされているとともに、分岐端末回線と光屋内配線を一本の光ファイバで設置する引き通し形態の一般化や光コンセントの開発、導入により、これまで以上に簡単に短時間で配線を行うことができていると考えます。

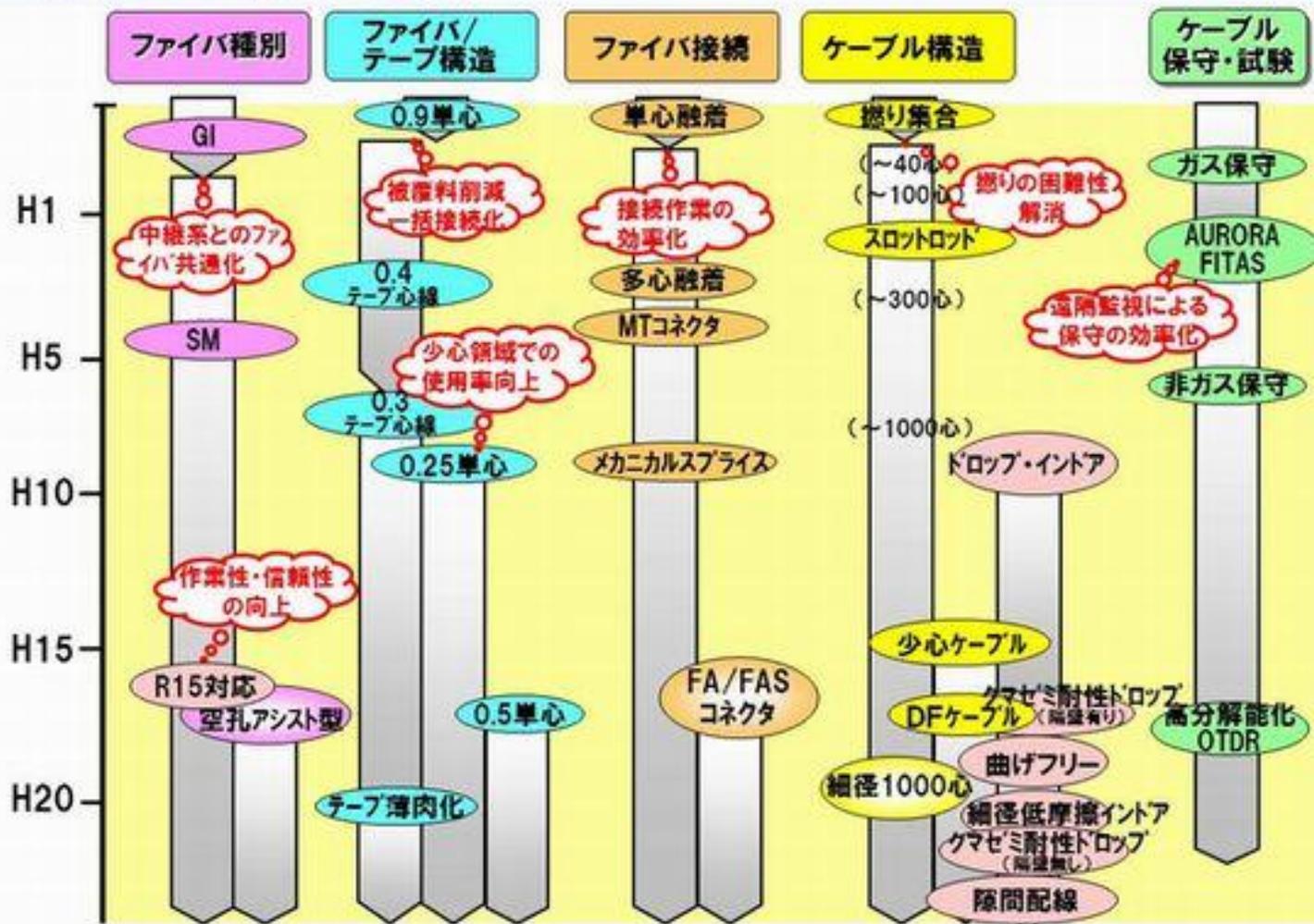
また、NTT 東・西自身にとっても工事時間の短縮はコスト削減につながり、事業運営上必ず実施しているものと考えます。現に、フレッツ光の受付オーダー処理時間は、平成 17 年 7 月時点は、150 分であったところ、平成 22 年 1 月時点では、61 分と 5 年間で約 6 割の作業効率化が図られている（NTT 東日本「平成 22 年度の事業計画について」（平成 22 年 3 月 1 日））ことに鑑みれば、接続事業者の申込みに係るオーダー処理時間についても同様に効率化が図られているものと考えます。【別添 5】参照

これらを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、NTT 東・西においては、作業環境の変化がないと断定せず、直近の工事实態を反映するために再計測を実施し、作業時間の見直しを行うべきと考えます。

また、新しい技術開発が行われた場合には、速やかに再計測を実施し、接続料算定に用いる工事時間に反映するとともに、新しい技術開発がない場合においても、定期的に再計測を実施し、工事实態を確認、反映できる形にすることで、NTT 東・西及び接続事業者双方において、見直しの実施に係る予見性が確保されることから、例えば、3 年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。

以上

光ケーブル技術の変遷



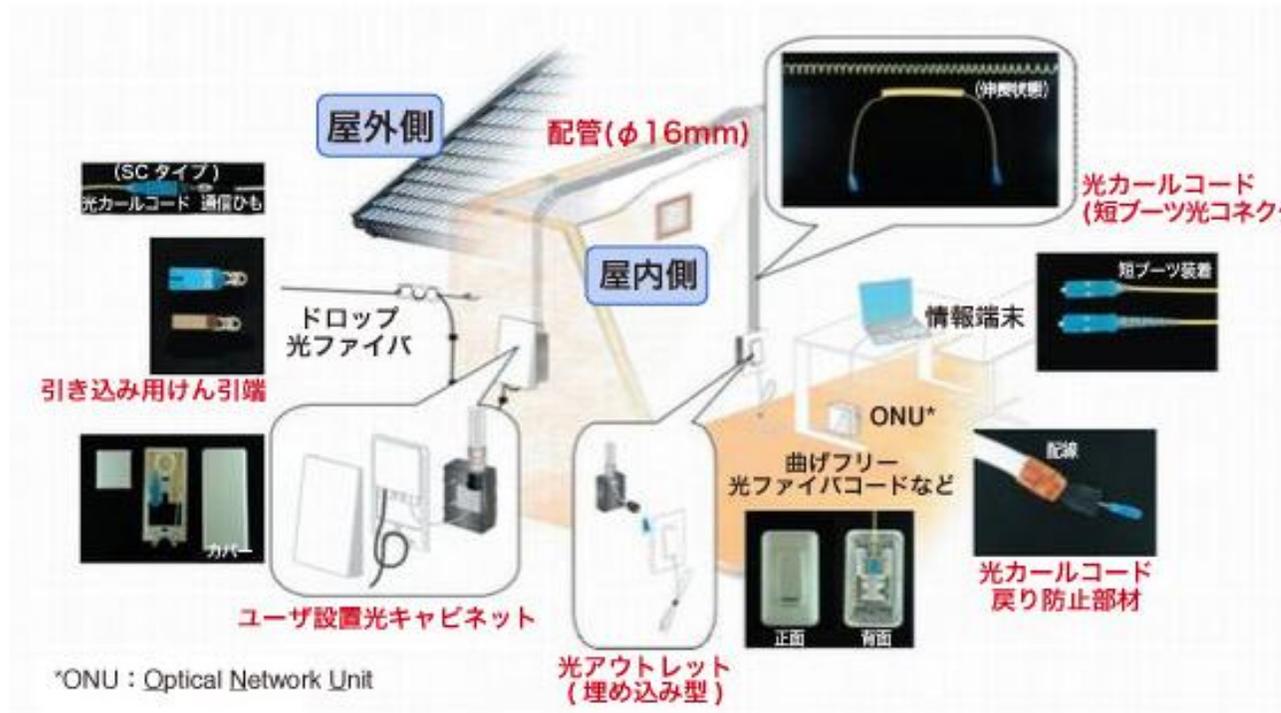
引用：NTTアクセスサービスシステム研究所 HP
<http://www.anst.nnt.co.jp/history/media/me01.html>

平成18年から導入

FTTHの短期間での大量開通には、住宅内光配線工事の作業効率向上が必須です。

住宅内光配線工事のスキルレス化と工期短縮に向けて、光カールコード、光コネクタ、配管通線用引込み索引端、および光アウトレット、宅内設置光キャビネットなどからなる、FTTH対応先行光配線キットを開発しました。

光配線用配管が整備されている住宅を対象に、このキットにより簡単に配線を行うことができます(図)。



NTT技術ジャーナル2010.2月号片山泰祥NTT常務取締役（技術企画部門長）インタビュー（平成22年2月）

放送の融合、TVに対する文化の変化につながると考えています。

また、NGNのもう1つの特徴としてセキュリティがあります。これにより情報漏洩や、「なりすまし」などが防止され、在宅での仕事により安心・安全になり、テレワークなどのサービスが広がっていきます。

◆テレワークが広がってくれば、確かに介護をしている方や、小さな子どもを抱えている方、また高齢者の方などに働く環境を提供できそうですが、その一方で社会から疎外感を感じてしまう危険性はありませんか。

確かに従事される方が疎外感を感じてしまうのではという懸念は分かります。この問題はNTTグループだけで解決できるものではありませんが、例えばテレワークに従事している方のソサエティをつくったり、自宅の近所に何人かでテレワークができるような場所をつくるといったようなアイデアで改善できるのではないのでしょうか。政策としてテレワーク人口を増やしていくための支援も行われています。社会全体がテレワークの価値を認めれば、意識も変わってくると思いますし、また必要とする方も増えていくと思っています。

2010年は全国に拡大したNGNの成長期ともいえます。携帯を含めたブロードバンドネットワーク構築の目処もつ

とが大事だと思います。

◆なるほど。このような社会的課題解決へ向けての取り組みは分かりやすいですね。ところで、サービス提供のコストマネジメントについてはどのようにお考えですか。

中期経営戦略達成にも絡んでくる話ですが、設備系業務の生産性向上として、ネットワークの構築、保守・運用の両面でコスト削減、業務の効率化に取り組んでいます。

中心となるのは技術開発の力によるコスト低減です。光サービスがここまで普及できたのは、コスト削減努力が実ったからだと思いますが、これに満足することなく、さらなる効率化、コスト削減につながる技術開発に期待しています。

また、各グループ会社で使用する物品の仕様を統一することで調達コストの低減を図る取り組みも行っています。

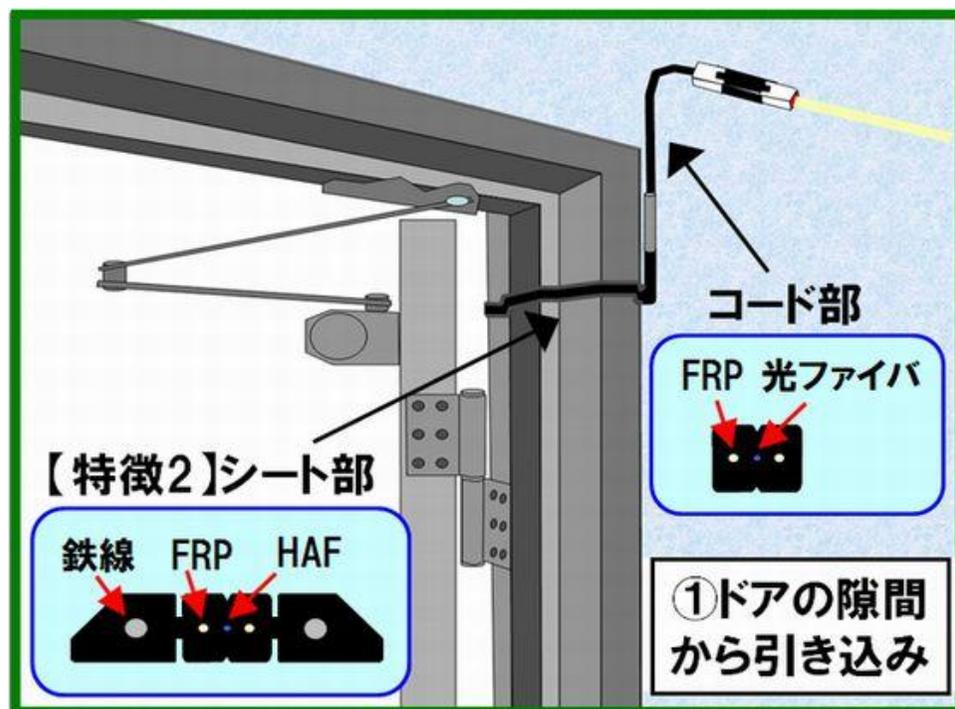
工事の効率化を進めるものとして、曲げに強く、取り扱いやすい光ファイバの導入も効果をあげていますし、保守、運用の面ではネットワークを壊れにくく、簡単に直せるものにする取り組みも重要です。

ネットワークを構築、運用していく仕事はNTTグループだけではなく、いろいろな方と協力して行っています。従来、自社に閉じた効率化の取り組みは行ってきましたが、これからは大きな意味で私どもの仕事に関連する他社も含

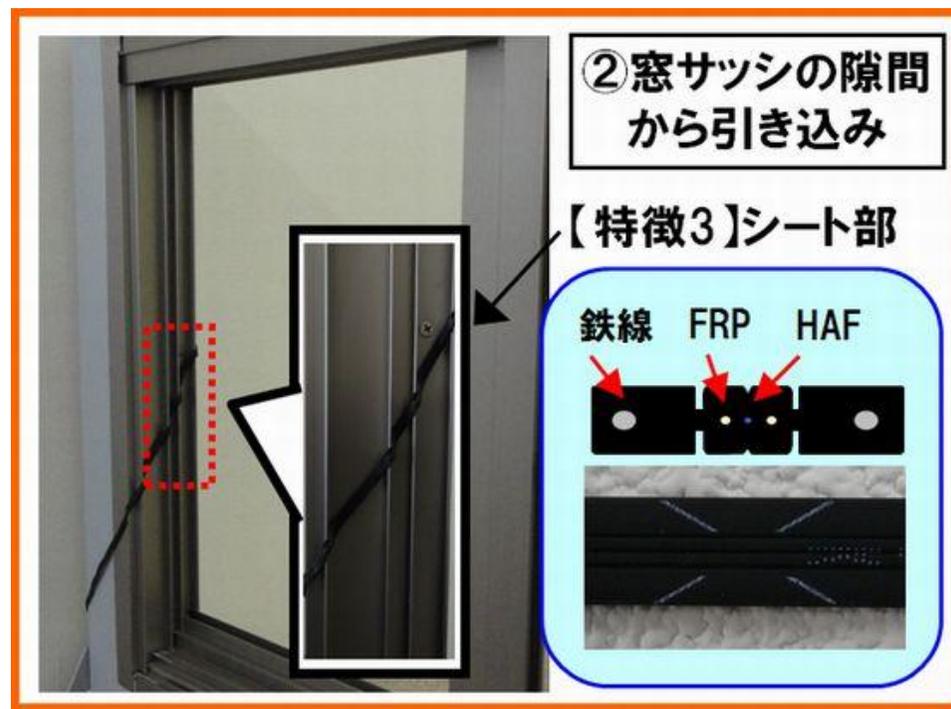
曲げに強く、取り扱いやすい光ファイバの導入で、工事の効率化に効果

平成23年から導入

ドア隙間配線スペースを利用した配線と光ケーブル構造

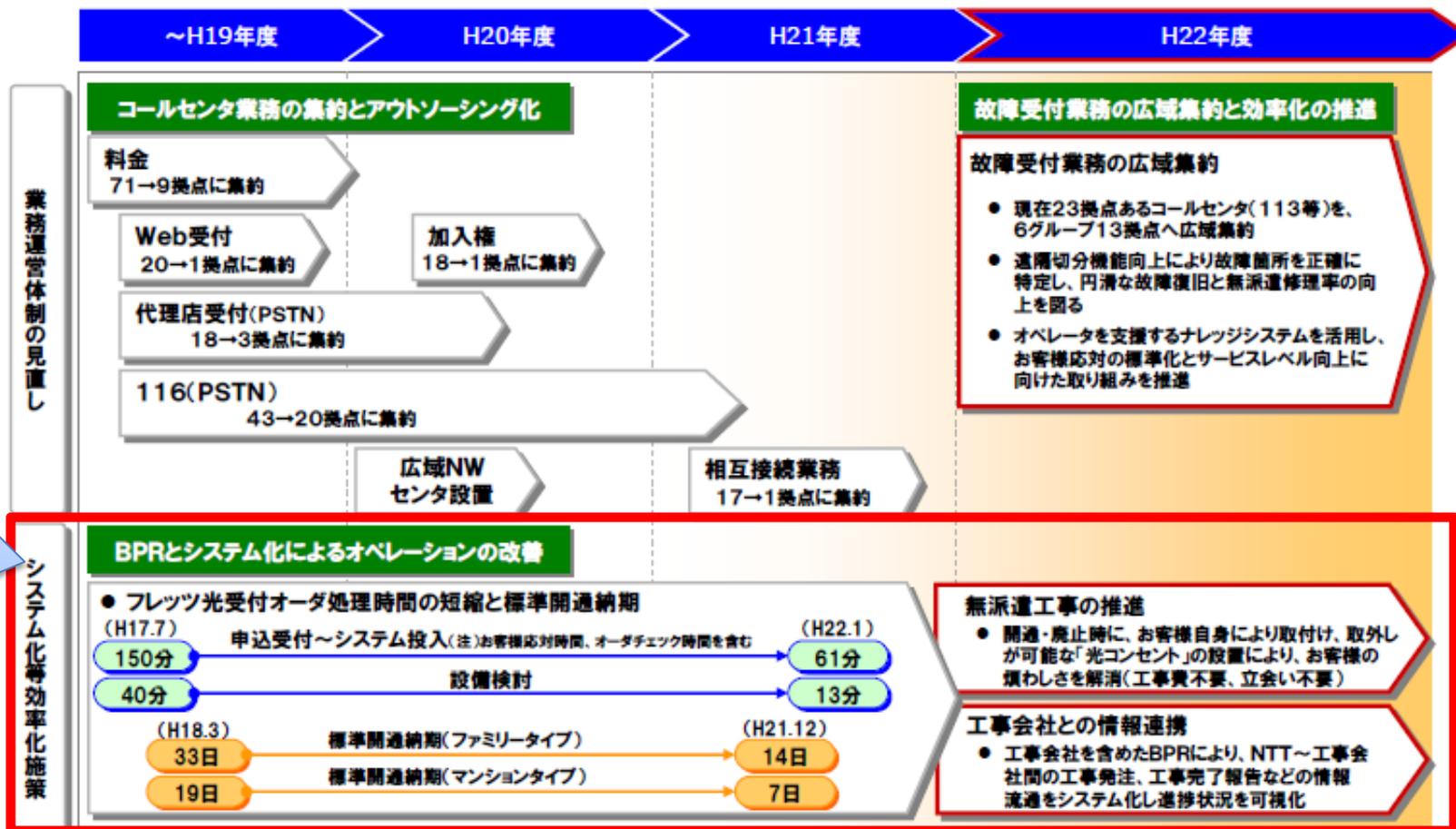


窓サッシ隙間スペースを利用した配線と光ケーブル構造



引用：NTTアクセスサービスシステム研究所 HP
<http://www.anst.nnt.co.jp/history/media/me0113.html>

7. 効率化の取り組み



普通5年も経てば、相当の効率化はなされている。実際にフレッツ光ではオーダー処理時間は5年間で約6割程度改善している。

(引用) NTT東日本「平成22年度の事業計画について」(平成22年3月1日)の資料